水道水質管理の最近の動向について

令和5年度水道水質検査精度管理に関する研修会 令和6年2月7日 厚生労働省水道課水道水質管理室

目次

- 1. 水道法における水質検査に係る規定
- 2. 水質基準等に関する令和5年度及び令和6年度の主な 改正事項
- 3. 水質検査の信頼性の確保
- 4. 令和5年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

水道法における水道

水道とは(水道法第3条第1項)

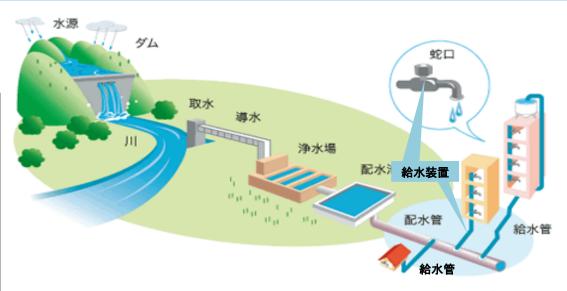
水源~配水施設+給水装置で構成される人の 飲用に適する水として供給する施設の総体

- 水道法の衛生規制対象
 - 水道法の規制対象外で地方公共団体が 必要に応じて衛生対策を定めるもの

飲用井戸等衛生対策要領の実施について (厚生省生活衛生局長通知 昭和62年1月29日)

水道法第20条により定期・臨時の水質 検査の義務有り

> 水道事業:一般の需要に応じて、 水道により水を供給する事業



寄宿舎、社宅等 の自家用水道等

【貯水槽水道】 水道事業から供給 を受ける水のみを 水源とする水道

認可(厚労大臣又は知事)

上水道事業

(1,312 : うち大臣認可 378) 給水人口が5,000人超の水道事業

水道用水供給事業

(88: うち大臣認可 66) 水道事業者に対し水道用水 を供給する事業

簡易水道事業(2,507)

給水人口101人以上5.000人以下の水道事業

確認 (知事、市長等)

専用水道

(8, 228)

100人を超える居住者に給水 するもの又は1日最大給水 量が20m3を超えるもの

簡易専用水道

(令和3年度末) 207,498 貯水槽水道のうち、受水槽 の有効容量の合計が10m3超 のもの

小規模貯水槽水道

(令和3年度末) 788.501 簡易専用水道に該当しない (10m³以下の) 貯水槽水道

小規模自家用水道等(給水人口100人以下の水道事業を含む)

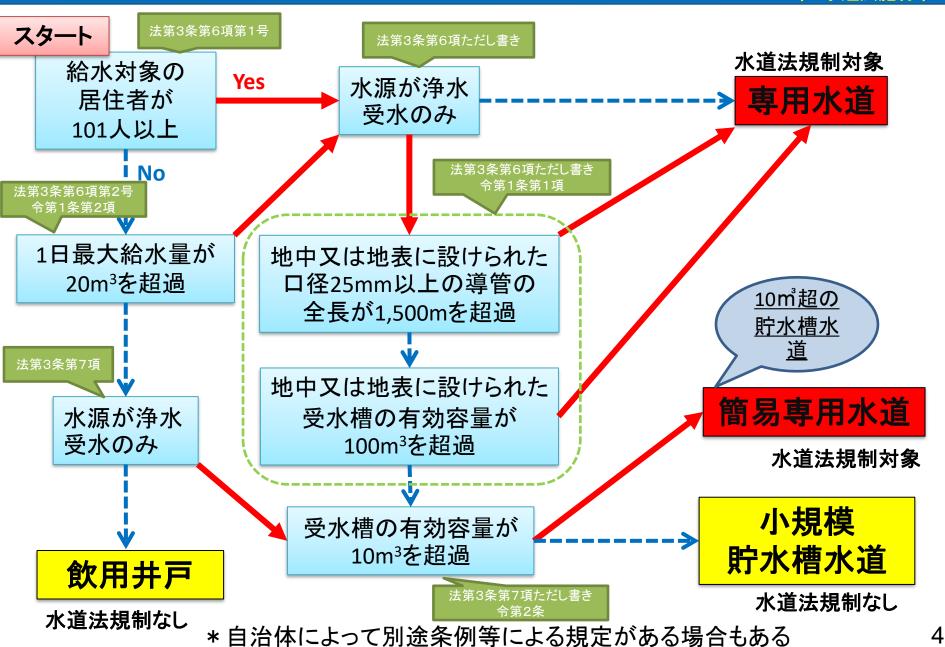
他に該当しない水道

個人住宅の飲用井戸で導管で飲用水を 供給している水道はこれに該当する

() 内は令和2年度末の数

専用水道・簡易専用水道の判別

法:水道法 令:水道法施行令



水道法に基づく水質管理

- 認可の申請(法第7条)、認可基準(法第8条)【水道事業者等・専用水道設置者】工事設計書への水源の水質試験、浄水方法等の記載、施設基準への適合
- 給水開始前検査(法第13条)【水道事業者等·専用水道設置者】
- 水質検査(法第20条)【水道事業者等・専用水道設置者】 定期検査
 - イ) 毎日検査。色、濁り、消毒の残留効果
 - ロ) 概ね毎月1回以上の検査。水質基準(法第4条)への適合確認 臨時検査→水質基準(法第4条)不適合のおそれがある場合 水質検査計画の策定
- 衛生上の措置(法第22条)【水道事業者等・専用水道設置者】 汚染防止措置、塩素消毒(給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持)
- 給水の緊急停止(法第23条)【水道事業者等・専用水道設置者】 人の健康を害するおそれがあることを知ったとき ←→常時給水義務(法第15条)
- 情報提供(法第24の2)【水道事業者等・専用水道設置者】 水質検査計画、水質検査結果等水の安全に関する事項、水質事故等の非常時における危機管 理に関する事項 等
- 〇 簡易専用水道の管理(法第34の2)【簡易専用水道設置者】 設置者は毎年1回以上定期に清掃と検査受検を行い、管理基準に従い管理

定期水質検査の内容(法第20条、規則第15条)

定期の水質検査 (水道法施行規則第15条第1項)

水道水質は、水源の水質の変動、使用水量の変動等に伴い変化することがあることから、水質を常時把握し、異常を発見するために行うもの。

水の採取の場所は給水栓が原則(給水栓以外を可とする場合を限定)。 必要に応じて水源、浄水池等における水質も検査(H15課長通知)。

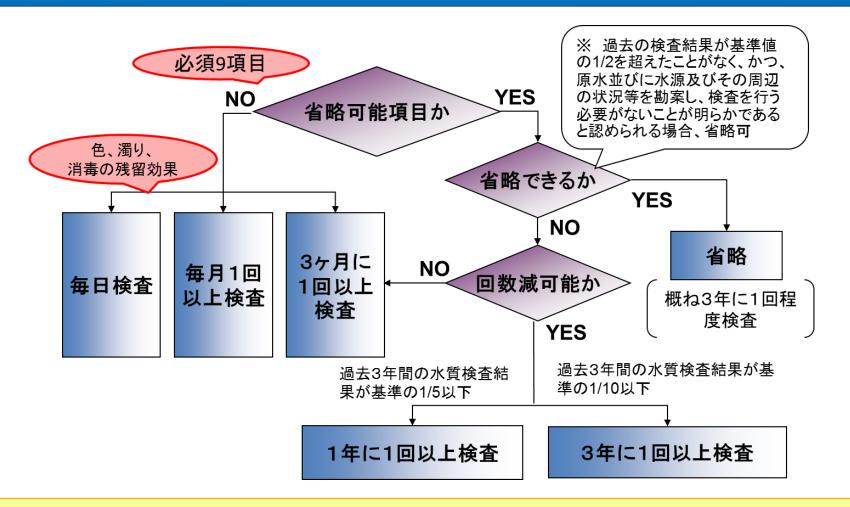
- (イ)1日1回以上の検査・・・色、濁り、消毒の残留効果
 - ・土、日曜日、祝日も必要(過去、立入検査で指摘が多かった)

(口)水質基準項目

かび臭物質2項目も1月に1回が原則 ※藻類の発生が少ない時期等は検査不要

- ・1ヶ月に1回以上の検査・・・水質基準の基本的項目(9項目)
 - → 一般細菌、大腸菌、Cl⁻、TOC、pH、味、臭気、色度、濁度
- ・3ヶ月に1回以上の検査
 - 原則水質基準の全項目であるが、合理的な検査の実施とし
 - う て、過去の検査の結果や水源の状況等を勘案し、状況に応じて検査の省略や回数を減らすことができる

定期水質検査の省略・回数減の判断フロー



水質基準改正後における検査の省略・回数減の判断は、令和2年3月30日水道課長通知『「水質基準に関する省令の一部改正等について」の留意事項について』を参照。

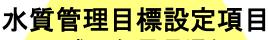
⇒ 基準値の改正後においても、改正前に行った検査の結果を含めて、改正後の新基準値に対して これらの条件を満たすことを確認できる場合には、検査回数を減じ又は省略することは差し支えない(この場合、改正前に行った検査の定量下限に注意すること)。

目次

- 1. 水道法における水質管理に係る規定
- 2. 水質基準等に関する令和5年度及び令和6年度の主な 改正事項
- 3. 水質検査の信頼性の確保
- 4. 令和5年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

水道水の水質基準等の体系

水質基準 (水道法第4条、省令)



(平成15年局長通知)



(平成15年課長通知)



- ・具体的基準を省令で規定
- ・重金属、化学物質については浄水から評価値 の10%値を超えて検出されるもの等を選定
- ·健康関連31項目+生活上支障関連20項目
- ·水道事業者等に遵守·検査義務有り
- ·水道事業者等が水質基準に準じた検査等の実施に努め、水質管理に活用。
- ·評価値が暫定であったり検出レベルは高くない ものの水道水質管理上注意喚起すべき項目
- ·健康関連14項目+生活上支障関連13項目



このうちの1項目は「農薬類」。総農薬方式による評価 Σ(各農薬の検出値/各農薬の目標値)≤1

- ·毒性評価が定まらない、浄水中存在量が不明等
- ・全46項目について情報・知見を収集

最新の知見により常に見直し (逐次改正方式)

近年の水質基準の見直し状況

平成20年4月施行

・塩素酸を水質基準に追加(基準値0.6mg/L)

平成21年4月施行

- 「1,1-ジクロロエチレン」の水質基準を廃止(水質管理目標設定項目へ格下げ)
- •「cis-1,2-ジクロロエチレン」を「cis-1,2-ジクロロエチレン及びtrans-1,2-ジクロロエチレン」に変更
- 「有機物(TOC)の量」の水質基準を強化(5mg/L→3mg/L)

平成22年4月施行

- 「カドミウム及びその化合物」の水質基準を強化(0.01mg/L→0.003mg/L)

平成23年4月施行

•「トリクロロエチレン」の水質基準を強化(0.03mg/L→0.01mg/L)

平成26年4月施行

・亜硝酸態窒素を水質基準に追加(基準値0.04mg/L)

平成27年4月施行

- ・「ジクロロ酢酸」の水質基準を強化(0.04mg/L→0.03mg/L)
- ・「トリクロロ酢酸」の水質基準を強化(0.2mg/L→0.03mg/L)

<u>令和2年4月施行</u>

・「六価クロム化合物」の水質基準を強化(0.05mg/L→0.02mg/L)

最近の農薬類及び要検討項目に関する見直し

【農薬類】要:要検討農薬 他:その他農薬類

(単位 mg/L)

	項目	現行目標値	新目標値
要-003	イプロジオン	0.3	0.05
他-033	シフルトリン	0.05	0.06

- 令和4年6月27日に令和4年度第1回水質基準逐次改正検討会を開催し、見直し方 針案について議論。
- 厚生科学審議会生活環境水道部会による審議を経て、関係する通知を改正(※)。
 →令和5年4月1日適用※
- ※「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号厚生 省水道整備課長通知)を、令和5年3月24日付けで改正(令和5年4月1日適用)。

令和5年度の水質基準等に係る検討状況

令和5年6月に第1回水質基準逐次改正検討会を開催

(1) 食品健康影響評価を踏まえた評価値の見直し

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、下表の通り見直すこととした。

項目	現行目標値	新目標値
対-067 パラコート	0.005 mg/L以下	0.01 mg/L以下

[※] 上記1農薬のほか、7農薬について食品安全委員会の評価結果が得られたが、評価内容に変更がなかったため目標値を現状維持とした。

(2) 検出状況を踏まえた分類の変更

水質基準項目である「陰イオン界面活性剤」について、最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点も存在しないことから、分類変更を検討すべき項目に該当している。

平成30年度から令和4年度までの5年間で基準値10%超過が確認されない場合には、出荷量や 排出量の状況等を考慮しながら水質管理目標設定項目への変更を検討することとされた。

(3) その他の見直し

水質管理目標設定項目である「PFOS及びPFOAについて、毒性評価情報の収集、検出状況の把握を進めるとともに、WHO、米国EPA等における動向及び食品安全委員会における検討も踏まえて、引き続き PFOS 及び PFOA の取扱いについて検討することとなった。

検査方法の改正と主な検討事項

令和6年1月31日に令和5年度第2回水道水質検査法検討会を開催

1. 令和5年度末の改正予定

- (1)検査方法告示(平成15年厚生労働省告示第261号)の改正関係
 - ▶ 試薬等の調製量、非イオン界面活性剤の検査におけるアスコルビン酸ナトリウムによる残留塩素除去、水銀の検査における全自動機への対応、採水容器の見直し、HS—GC/MS法で用いるバイアルキャップの材質の見直し
 - ⇒ パブリックコメントを実施(11/24~12/25)し、<u>令和5年度末に告示改正予定</u>

(2)水質管理目標設定項目の検査方法の改正関係

- ▶ 腐食性(ランゲリア指数)の検査方法における、腐食性(ランゲリア指数)における算出方法について、溶解性物質を蒸発残留物で代用可能とする。
 - ⇒ 令和5年度末に通知法改正予定

2. 引き続き検討を行う事項

- ▶ 全有機炭素(TOC)の連続自動測定法の検討を行う。
- PFOS・PFOAの検査方法について、課題の整理等を行う。
- ▶ 農薬類について、ジクロロメタン代替溶媒及びヘリウム代替キャリアーガスを用いた検査方法の検討を行う。

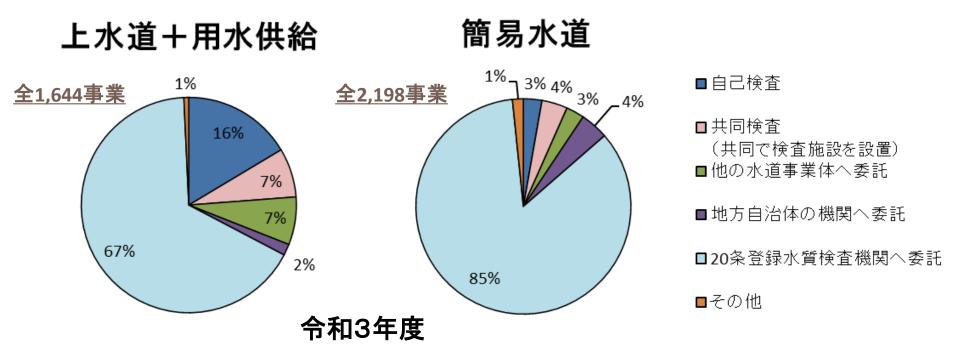
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kentoukai/suidou.html

目次

- 1. 水道法における水質管理に係る規定
- 2. 水質基準等に関する令和5年度及び令和6年度の主な 改正事項
- 3. 水質検査の信頼性の確保
- 4. 令和5年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

水質検査の実施体制

- ・上水道事業等は、登録水質検査機関に委託している事業が67%
- ・簡易水道事業は、登録水質検査機関に委託している事業が85%



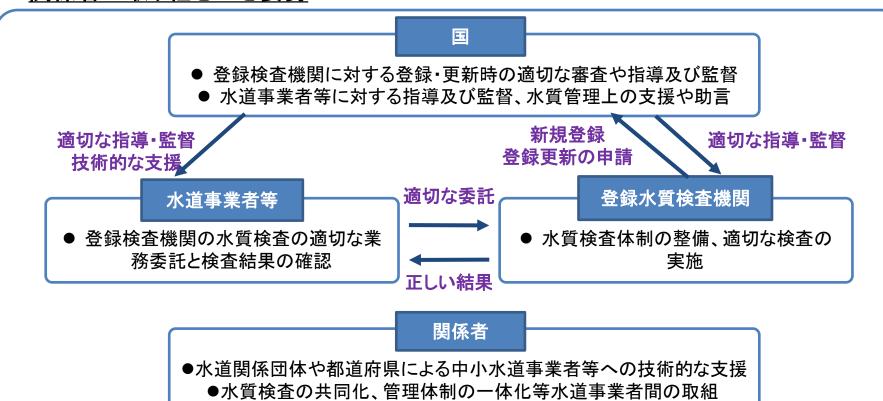
- ※ 事業単位で整理している(一の事業者が複数の事業の事業者となっている場合は、当該複数の事業数を分母としている)。
- ※ 上水道事業及び水道用水供給事業においては、一の事業において、項目により検査主体が異なる等複数回答があり、 その場合に当該複数の回答を集計した。そのため、分母となった事業数は実際の全国の事業数とは異なっている。

水質検査の信頼性確保に向けた関係者が取り組むべき姿勢

基本的なスタンス

- 水道事業者等は、水質検査を自ら実施する場合も、委託する場合も、水質検査の結果に責任。
- 水道事業者等は、原水の水質汚染や水道施設の事故等が発生した場合にも水質検査を含めた 水質管理体制の確保が不可欠。
- 水道事業者等の登録検査機関への委託が増加している状況にあることを踏まえ、水質検査の 信頼性を確保するための関係者が一体となって取組が必要。

関係者が取り組むべき姿勢



水質検査委託の注意点(委託者)

委託契約書の記載事項について(規則第15条第8項第1号)

委託契約書には次の事項を含むこと。

- (1) 委託する水質検査の項目
- (2) (1)の実施時期・実施回数
- (3) 委託料金
- (4) 試料の採取・運搬を委託する場合は、採取・運搬の方法

次に挙げる事項を含むこと。

- ①採取日程
- 4 採取方法
- ②採取地点
- 5運搬主体
- ③試料容器
- 6運搬方法
- (5) 検査結果の根拠となる書類 次に挙げる事項を含むこと。
 - ①分析日時及び検査員氏名
 - ②検量線クロマトグラム
 - ③濃度計算書
- (6) 臨時検査実施の有無

特に、臨時検査を含む委託の場合には必ず明記すること。

値を検出する事例が多い。 水道事業者自ら採取する場合は、事前に委託先 と打ち合わせし、適切な取扱いをお願いしたい。

不適切な試料採取・運搬・受渡しが原因で異常

委託仕様書や水質検査計画において、臨時検査が明確になっていない事例が散見される。 必要な時に速やかに検査できるよう体制作り をお願いしたい。

水質検査委託の注意点(委託者)

委託契約書の保存期間について(規則第15条第8項第2号)

契約終了日から5年間保存すること。

委託料金について(規則第15条第8項第3号)

委託料金が受託業務を遂行するに足りる額であること。

- ①委託する水質検査業務の内容を契約において明らかにすること。
- ②検査価格を積算した上で水質検査業務を委託すること。
- ※この他、出来るだけ水質検査機関に財務諸表等の閲覧又は謄写を請求し、 経理状況や事業状況の把握、検査料金の積算等を確認するよう努めること。

試料の採取・運搬について

- 〇採取・運搬を委託する場合(規則第15条第8項第4号)
 - 委託先が検査法告示に従って試料の採取・運搬を速やかに行なうことができる水質検査機関であることを確認すること。
- 〇水道事業者等が自ら採取・運搬する場合(規則第15条第8項第5号) 検査法告示に従って速やかに試料を水質検査機関に引き渡すこと。

水質検査委託の注意点(委託者)

水質検査の実施状況の確認について(規則第15条第8項第6号)

以下の内容を確認すること。

- ①水質検査の結果の根拠となる書類
- ②精度管理の実施状況、厚生労働省等が実施する外部精度管理調査に 係る資料
- ③水道GLP・ISO/IEC17025等の取得や取組状況に関する資料
- ※この他、出来るだけ水質検査機関の日常業務確認調査(立入検査・試料のクロスチェックなど)を実施するなど、水質検査機関の技術能力の把握に努めること。

【参考通知】「平成23年10月3日付け健水発1003第1号 水道法施行規則の一部改正について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h23.html

なお、厚生労働省精度管理調査は水質検査に係る技術水準の把握と向上を目的として実施しているものである。

水道事業体による水質検査委託の入札において、精度管理調査で第1群であることを 入札参加条件としていることがあるようだが、本調査結果はそのような使われ方がされ ることを想定していない。測定精度不良等の判定であったとしても、当該機関で適切に 是正処置が実施され改善しているかを確認すべきである。

目次

- 1. 水道法における水質管理に係る規定
- 2. 水質基準等に関する令和5年度及び令和6年度の主な 改正事項
- 3. 水質検査の信頼性の確保
- 4. 令和5年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

統一試料を用いた精度管理調査について

- 目的 水質検査に係る技術水準の把握と向上(平成12年度から毎年実施)
- 参加機関登録水質検査機関(H12~)、参加希望のあった水道事業者等(H14~)及び衛生研究所等(H15~)
- 統一試料調査 全参加機関に一定濃度に調製した統一試料を送付して検査を実施
- 実地調査登録水質検査機関のうち精度不良の機関について、検査実施時の手順や検査 環境等を実地調査で確認
- 評価方法

~H21 Zスコア等によるS、A、B、Cの4段階評価 H22~ 実地調査の結果も踏まえた階層化評価 H27~ 参加する全機関の結果を公表 調査結果を、測定項目ごとに「第1群」「第2群」「要改善」の3分類に評価した上、 厚生労働省HPで公表

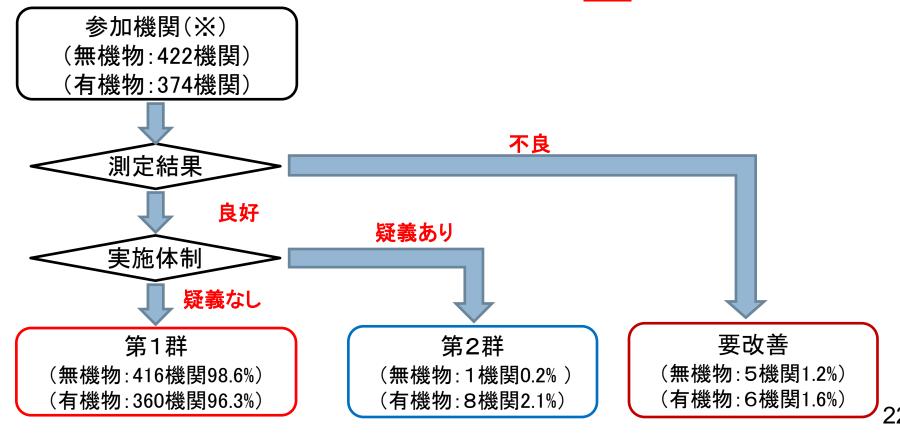
• 実施主体

環境省(令和6年度から水道行政移管により)

令和5年度精度管理調査の結果

• 分類方法

- 第1群 統一試料の測定結果が統計分析で<u>良好</u>と判定され、かつ水質検査の 実施体制に疑義がないと判断された機関
- 第2群 統一試料の測定結果が統計分析で<u>良好</u>と判定されたものの、検査方法 告示からの逸脱等、水質検査の実施体制に疑義があると判断された機関
- 要改善 統一試料の測定結果が統計分析において不良と判定された機関



日常業務確認調査の実施

日常業務確認調査とは?

登録水質検査機関の適正な日常業務の実施の確保を目的として、<u>国や水道事業者等により、登録水質検査機関に対するヒアリング調査</u>を実施するもの。

「水質検査部門」と「信頼性確保部門」が適切に機能しているかを確認する。

・ 法令上の規定

水道法施行規則第15条の4第4号ロに規定。登録水質検査機関の信頼性確保部門に「日常業務確認調査」を受けるための事務が明記されている。

・ 厚生労働省における調査

平成25年度から、当省職員と精度管理検討会委員により実施。令和5年度は外部精度管理調査に係る実地調査とあわせて10機関を対象に実施し、結果を公表。

→ 水質検査を委託している水道事業者においては、日常業務確認調査を実施するに当たり当省の取組を参考にしていただきたい。また、水質検査を自ら行う水道事業者等においては、水質検査業務の参考としていただきたい。

• 関連通知

平成24年9月21日付け「登録検査機関における水質検査の業務管理要領の策定について」

23

日常業務確認調査の結果について(1)

項目	不適切な事例	参考となる取組
1 組織	 水質検査部門管理者が水質検査部門の業務を統括できていなかった。 ●水質検査部門管理者が規程類の理解に乏しく、水質検査部門の業務を統括できる体制になっていなかった。 ●検査部門管理者が実施すべき業務を適切に実施していなかった。 ●水質検査部門管理者の職務分掌内容に不足があった。 ●水質検査部門管理者の職務分掌内容に不足があった。 ●水質検査部門管理者の業務の中に、検査区分責任者及び検査員の職務分掌を明らかにする文書の作成及びその保存に関する規定がなかった。 ●研修に関する責任の所在が明確になっていなかった。 ●水質検査の担当者が明らかになっていなかった。 ●文書で理者が明確に示されていなかった。 ●文書承認者と文書管理者の責任と権限について、規定されていなかった。 ●文書の審査担当者について規程内で整合がとれていなかった。 	

日常業務確認調査の結果について(2)

項目	不適切な事例	参考となる取組
2 文書の 管理	 ◆文書の旧版の撤去について、実際の手順と規定が整合していなかった。 ◆文書の保存と使用に関して、規定されていなかった。 ◆文書の改廃の役割分担が明らかでなかった。 ◆文書の廃止について、規程と異なる対応を行っていた。 ◆改廃の履歴がなかった。 ◆外部文書に関して、確認の記録がされていなかった。 ◆外部文書の管理について規定されていなかった。 	○電子媒体のバックアップが毎日実施され、指定した日付のバックアップデータを閲覧することが可能であった。○バックアップを毎日実施していた。
3 検査室の管理	 ●試料、標準物質及び機械器具等の汚染防止のための具体的措置について、標準作業書に規定されていなかった。 ●生物学的検査室の区分が不十分であり、試験中の移動を介して汚染が生じる可能性があった。 ●局所排気設備の自主点検記録がなかった。 ●検査室の一部において、温度及び湿度の確認結果が記録されていなかった。 ●温度及び湿度の管理に関する規定がなかった。 ●検査員が自由に空調の温度設定を操作できるようになっており、検査室の温度管理ができていなかった。 ●水道水等の検査室と高濃度試料の検査室が規定どおり区分されていなかった。 ●規定どおりに検査室を区分せず、委託者の要望に応じて、検査場所を変更していた。 	25

日常業務確認調査の結果について(3)

項目	不適切な事例	参考となる取組
4 機械管	●機械器具の使用終了後の保守点検に係る規定が不十分であった。 ●機械器具の修理点検計画及び定期点検記録について、管理責任者の関与が確認できなかった。 ●機械器具の適正な配置に関する責任者が規定されていなかった。 ●故障時に検査していた試料の取扱方法が規定されていなかった。 ●マイクロピペットの校正について、判定基準が規定されていなかった。 ●定期的な保守点検計画が作成されていなかった。 ●機械器具に故障が起こった場合の修理業者の使用や適切な洗き、乾燥、保管、廃棄等を行うことについて、規定されていなかった。 ●水質検査の方法に最も適した機械器具の使用や適切な洗浄、乾燥、保管、廃棄等を行うことについた。 ●検査機器の保守点検について、検査開始時及び終するではであるではであるの保守に効果があるものとは言えなかった。 ●対機器の日常点検チェックリスず、何をもって、良好と判断しているのか分からなかった。	

日常業務確認調査の結果について(4)

項目	不適切な事例	参考となる取組
4 機械電	 ●分析機器の修繕や異常時対応後の検査再開の判断基準が明記されていなかった。 ●分析機器の日常点検において分析機器の状態や安定性を把握できておらず、分析機器の点検内容としては不十分であった。 ●器具及び装置が汚染されていないことを確認するための判断基準が明確化されていなかった。 ●保守点検後の使用開始前の点検において、分析機器の性能を定量的に判断する基準が無く、正常に機能することを確認する措置がとられていなかった。 ●保守管理に関する記録が規定の様式で作成されていなかった。 ●個々の機械器具の管理について、規定に基づく対応が確認できなかった。 ●機械器具の管理が、各検査員の判断に委ねられており、器具等の保管場所が検査項目と関連の無い場所に保管されていた。 ●分析機器室で器具の洗浄を行っていた。 ●容器の酸洗浄について、洗浄が不十分なおそれがあった。 ●検査機器と測定項目の対応表において、一部項目が漏れていた。 	

日常業務確認調査の結果について(5)

項目	不適切な事例	参考となる取組
5 試薬等 の管理	●開封した市販標準液の使用期限について、明確な基準がなかった。●試験廃液を入れたポリタンクの内容物を把握していなかった。●調製した標準液が冷蔵庫内で倒れたまま保管されていた。●故障した冷蔵庫で標準液等が保管されていた。	
6 有毒又 物質 を 管理	 ●廃液の破棄について規定していなかった。 ●特定化学物質障害予防規則に沿った掲示が行われていなかった。 ●毒劇物の管理責任者が定期的に保管状況を確認している記録がなかった。 ●毒劇物とその他の試薬の保管場所が区分されていなかった。 ●毒劇物の使用量の管理がなされていなかった。 ●毒劇物が施錠管理されていなかった。 ●毒劇物が保管されていない場所に毒劇物の表示があった。 	Oバーコードによる管理 が行われていた。

日常業務確認調査の結果について(6)

項目	不適切な事例	参考となる取組
7 試料の取扱いの管理	 ●試料の運搬条件の記録がなかった。 ●交通事情や悪天候等により運搬ができなかった場合の代替措置が規定されていなかった。 ●試料としての適性に疑義がある場合にとるべき対応について、規定と異なる対応を行っていた。 ●試料の保存及び破棄の方法について規定していなかった。 ●試料の識別方法が具体的に規定されていなかった。 ●試料の識別方法が具体的に規定されていなかった。 ●試料の識別方法が具体的に規定されていなかった。 ●試料に必要な情報が採水容器に示されていなかった。 ●採取した容器に貼付する採取済証について、規定された内容と異なる事項を明記していた。 ●試料に添加するpH調整剤の添加量が規定されていなかった。 ●採水容器を規定しているにも関わらず、委託者の要望で採水容器を変更していた。 ●検査済みの試料が検査室に意図無く放置されていた。 	〇依頼者が探れていりれいで、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で

日常業務確認調査の結果について(7)

項目	不適切な事例	参考となる取組
	 ●水質検査項目ごとの使用機器及び検査方法が整理されていなかった。 ●水質検査が適切に実施されていることを確認する方法が不十分・明らかでなかった。 ●検量線が検査の一部を除いて都度作成されていなかった。 ●水質検査の項目ごとの検査機器が明らかでなかった。 ●標準作業書が適切な場所に配置されていなかった。 ●標準作業書及び妥当性評価が最新版に差し替えられていなかった。 ●標準作業書の記載が告示の写しに留まっており、ノウハウ等の規定がなかった。 ●標準作業書において、記載誤りが多く見られた。 ●標準作業書どおりに水質検査が実施されているか日常的に確認していなかった。 ●標準作業書の定期的な見直しが実施されていなかった。 	
9 水質検 査の結果 の処理	●水質検査の信頼性に悪影響を及ぼす疑いのある事態について、記録の内容が不十分であった。●水質検査部門管理者が水質検査結果の根拠となる資料を確認していなかった。	

日常業務確認調査の結果について(8)

項目	不適切な事例	参考となる取組
10 水質検 査結果書	 ●定量下限値について文書による規定がなかった。 ●水質検査結果書に、⑨定量下限値、⑫水質検査部門管理者の職、氏名について明記されていなかった。 ●試料の採取に関する記述について、規定されていなかった。 ●検査結果書発行に関する記録が規定の様式で作成されていなかった。 ●再発行の手続きについて、手続きが不明瞭であった。 	〇水質検査結果書の発行 に当たり、信頼性確保部 門管理者も関与していた。
11 試料の 保存	●試料の保存期間が適切でなかった(委託者の確認が終了する前に廃棄されるおそれがあった)。●試料は適切に保存されていたが、適切な期間保管することについて規定されていなかった。	
12 データ の作成	 ●データの修正理由の記載が無かった。 ●データの修正について、修正年月日を記載することが規定されていなかった。 ●電磁的方法で保存する場合があるにも関わらず、その場合の管理方法について規定していなかった。 ●電子データの機密保持等について規定されていなかった。 	○サーバー及び事務作業用PCについて、保守管理契約を結び適切に管理されていた。○サーバーを鍵付きのサーバーラックに設置していた。○パスワードを設定し、サーバーへのアクセス制限が設けられていた。

日常業務確認調査の結果について(9)

項目	不適切な事例	参考となる取組
13 データ 等の保存	●電子データの保存が規定どおりに実施されていなかった。	
14 内部監査	●水質検査部門以外に水質検査に関わる部門があるにも関わらず、内部監査の対象としていなかった。●具体的な監査項目の一覧を作成していなかった。●内部監査の監査内容が不十分であり、十分に機能していなかった。	○内部監査員を養成するために、外部講師を招いてセミナーを実施していた。 ○内部監査のチェックリストを詳細に定め、毎年度見直していた。見直しに当たり、日常業務確認調査の結果を参考としていた。
15 来 み み み で 等	 ●不適合業務の責任者及び業務開始の責任者が不明確であった。 ●是正処置の効果の確認者が不明確であった。 ●不適合業務の重大さの評価基準が明確ではなかった。 ●不適合業務の重大さの評価及び是正処置が適当ではなかった。 ●不適合業務の処置手順について、規程内で整合がとれていなかった。 ●不適合業務に対する認識が誤っており、適正に記録が作成されていなかった。 ●水質検査結果書への結果の入力ミスが複数回発生したことに対する是正処置が確認者を増やすことのみに留まっており、是正処置としては不十分であった。 	 ○サーバー及び事務作業用PCについて、 保守管理契約を結び適切に管理されて いた。 ○サーバーを鍵付きのサーバーラックに 設置していた。 ○パスワードを設定し、サーバーへのア クセス制限が設けられていた。

日常業務確認調査の結果について(10)

項目	不適切な事例	参考となる取組
16 精度管 理	水質基準項目のいくつかの項目が実施されていなかった。◆未知濃度試料を用いた精度管理を実施する条件が不明確であった。	〇既知濃度試料に加え、未知濃度試料による精度管理を毎年実施していた。 〇水質準全項目及び全ての検査方法を対象として、精度管理を毎年実施していた。
17 外部精 度管理調 査	●精度管理の是正処置を講じた場合、その内容を信頼性確保部門管理者に文書により報告する規定がなかった。 ●精度管理の是正処置に係る報告・記録が無かった。	
18 教育訓 練	●信頼性確保部門管理者の関与が見られなかった。 ●水質検査部門管理者及び信頼性確保部門責任者が教育訓練を受けた記録が保存されていなかった。 ●計画策定に当たり部門管理者間で協議されていなかった。 ●教育訓練の有効性に対する評価が実施されていなかった。 ●水質検査部門管理者が教育訓練を受けていなかった。 ●信頼性確保部門管理者が教育訓練を受けていなかった。	33

日常業務確認調査の結果について(11)

項目		参考となる取組
19 日常業 務確認調 査	●日常業務確認調査に関する規定がなかった。●日常業務確認調査の記録が不足していた。	
20 水質検 査の受託	●委託者の要求を確認する規定が不十分であった。	
21 物品の 購入につ いて	●試薬等の適合基準やその適合基準に適合していることを確認することが規定されていなかった。●物品の購入記録が規定の様式で作成されていなかった。●物品の適合基準が定められていなかった。●納品後の適合基準への適合確認について規定されていなかった。	
22 その他	●標準作業書の定期的な見直しを行うことについて、 頻度等が明確に示されていなかった。●標準作業書の定期的な見直しが実施されていなかった。●標準作業書を改定した際に、改定理由を明記することが規定されていなかった。●規程類を十分に理解していなかった。	

登録更新(登録水質検査機関)

① 更新申請書類の事前提出 (登録期限の3ヶ月前までに事前確認申込)

担当による確認及び修正指示の連絡

更新申請書類の修正と再提出

確認終了

② 更新申請書類の本提出(登録期限日の1ヶ月前頃)

- ③ 登録更新(登録期限日の翌日)
- (1)提出書類について、水道法施行規則の改正等により、令和2年12月25日以降、<u>厚生</u> 労働省に提出する届出や申請書への押印を不要とした。また、事務連絡により、令和 3年3月29日以降、書類の提出を電子化できることとした。
- (2)事前提出は登録期限の3ヶ月前までにお願いしたい。申請書類が揃った機関は、さら に早期に提出頂いても差し支えない。
- (3)<u>有効期限の定め</u>のあるものについては、事前提出の際は古いもので構わない。その場合、本提出の際に、新しいものを提出ください。

原則として厚生労働 省から事前の連絡 はしていませんので、 登録更新を希望される場合は、3ヶ月 前の事前確認申込 を忘れずに行ってく ださい。

登録更新(令和6年度)

- 登録検査機関の登録の有効期間については、水道法施行令第6条の2により3年と定められています。平成16年3月31日に登録された検査機関が多数あり、令和7年3月に更新時期が集中する見込みです。
- そのため、<u>令和7年1~3月に更新を予定している機関においては、</u>更新申請書類の確認期間が通常より時間がかかることが予想されます。手続きを円滑に進めるため、更新申請書類を<u>通常の場合より早期に提出</u>していただくよう、御協力をお願いします。
- 登録番号によりグループ分けし、<u>令和6年7月~12月の期間でグループ</u> 毎に更新申請書類の事前提出期間を設定

(例:登録番号〇〇番~〇〇番は7月中に提出 等)

 ● 詳細については、水道行政移管後の令和6年夏頃に事務連絡でお知らせ 予定ですので、該当する機関においては、更新に向けて早目の準備をお 願いします。

届出に係る留意事項(登録水質検査機関)

■ <u>登録事項変更届出</u>(法第20条の7)

提出期限:変更しようとする日の2週間前まで

- ①氏名若しくは名称
- ②住所
- ③水質検査を行う区域
- ④水質検査を行う事業所の所在地
- 業務規程変更届出(法第20条の8第1項)

提出期限:変更しようとする日までに<u>事前に届出</u>

登録水質検査機関登録簿(厚労省HPにおいて公開)に記載されている事項を変更する場合に届出が必要です。

各機関の業務規程の内容(検査員名 簿や検査料金、受託上限など)を変更 しようとする際に、届出が必要です。

※変更事項によって、変更内容の根拠を説明する資料の添付も必要。

- ※上記の「登録事項変更届出」と「業務規程変更届出」は、3年毎の登録更新 とは別に、**別途届出手続が必要**です。
- 登録の取り消し等(法第20条の13第2号)厚生労働大臣は、上記規定に違反した機関について、その登録を取り消し 又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

水道行政の移管(令和6年度~)

水道水質管理室の業務の移管について

令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降		
厚生労働省水道課水道水質管理室の主な業務	国土交通省 (水道整備・管理行政)	環境省 (水質又は衛生に関する水道行政)	
水質基準の策定、水質検査の方法の策定に関すること	-	0	
水道用資機材の衛生管理に関すること	○ (水質・衛生に関する条文は共管) ※上記以外は国交省専管	○ (水道施設の技術的基準を定める省令 第1条第16号、第17号ロ・八等、水 質・衛生に関する条文に限る)	
給水装置に関することのうち、資機材の衛生管理及び指導に関すること	○ (水質・衛生に関する条文は共管) ※上記以外は国交省専管	○ (給水装置の構造及び材質の基準に関 する省令第2条第1項等、水質・衛生に 関する条文に限る)	
水質検査機関(20条の2)、簡易専用水道検査機関(34 条の2)の登録に関すること	0	0	
衛生上の措置(22条)に関すること	_	0	
簡易専用水道、小規模貯水槽水道の管理に関すること	○ (右記以外)	○ (水質・衛生に関することに限る)	
井戸水その他の水の衛生に関すること	○ (右記以外)	○ (水質・衛生に関することに限る)	
水道水質関連調査、水道水に係る放射性物質検出状況調査	○ (2省連名で調査依頼予定)	○ (2省連名で調査依頼予定)	
水道水に係る放射性物質の摂取制限、モニタリング手 法・検査マニュアルに関すること	_	0	
水道水質管理計画の策定に関すること	-	0	
水安全計画に関すること	0	_	
ツ丹さの少で「・」となっている東頂についてナー 心面に広じて再少が連携をとりかがに業務を進んていく			

※片方の省で「-」となっている事項についても、必要に応じて両省が連携をとりながら業務を進めていく。

おわりに

「安心しておいしく飲める水道水の供給」に向け、それぞれの立場から、積極的な取り組みを進めて頂きますよう、よろしくお願いします

• 厚生労働省水道課ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko
u iryou/kenkou/suido/index.html

・水道水質管理室へのお問い合わせ

E-mail: suishitsu@mhlw.go.jp